

# 貸出に係る留意事項

(タブレット端末及び電源ケーブル)

- 文部科学省が打ち出した GIGA スクール構想に基づき、市立小・中学校に通学する児童生徒にタブレット端末及び電源ケーブル（以下「タブレット端末等」という。）の無償貸出を、以下の通り実施します。今後のタブレット端末等の利用に係り、下記の確認書の提出をお願いします。
- 貸出期間は、令和 4 年 3 月 31 日までとします。ただし、次年度も同一校に通学することが決まっている場合は、タブレット端末等を返却することなく継続して利用することが可能です。なお、下記の確認書は年度ごとに提出していただく必要があります。
- 転出や卒業等の場合については、学校からの指示に従って、タブレット端末等を遅滞なく返却してください。
- タブレット端末等の取扱いについては、下記の点に注意してください。

## 記

- 公序良俗に反することや、違法行為、極端な生活リズムを崩すような利用はやめてください。本市において通信記録や、Web アクセスの履歴を調査・確認することがあります。なお、学校外での利用における、インターネット接続に係る通信料金については、ご家庭でご負担をお願いします。
- タブレット端末等の利用にあたって、以下の事項の遵守をお願いします。以下の事項が守られず、タブレット端末等が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。
  - タブレット端末等には、不適切なサイトへのアクセスを制限するフィルタリングを設定しています。フィルタリング設定やパスワードを変更しないでください。
  - 他人への転貸（また貸し）や転売をしないでください。
  - 精密機器につき、丁寧かつ適正な取扱いをお願いします。乱暴に取り扱ったり、故意に破損させたりしないでください。
- タブレット端末等について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いする場合があります。故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。

※キリトリ

第 1 号様式（第 6 条関係）

令和 年 月 日

## GIGA スクール構想に係るタブレット端末等借用確認書

(あて先) 奈良市教育委員会 教育長

タブレット端末及び電源ケーブルの貸出を受けるにあたり、以下の項目について確認しました。

### ●確認事項 (☑をつけてください)

- 「貸出に係る留意事項」を確認し、借用した機器（タブレット端末及び電源ケーブル）を丁寧かつ適正に取り扱うことを含め、全ての事項を遵守します。

奈良市立 \_\_\_\_\_ 学校

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 番 お子様氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※兄弟姉妹がいる場合は、人数分提出してください。

※保護者氏名欄については、自著で署名してください。